

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-584 改0
提出年月日	平成30年6月21日

V-1-10-14 本工事計画に係る設計の実績，工事及び検査の計画
補機駆動用燃料設備
(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「補機駆動用燃料設備」の設計に係るプロセスの実績，工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

東海第二発電所における「補機駆動用燃料設備」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係，進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係，進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した，東海第二発電所における「補機駆動用燃料設備」の設計の実績，工事及び検査の計画について、「本工事計画に係る設計の実績，工事及び検査の計画」により示す。

また，適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）」により示す。

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【補機駆動用燃料設備】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所			
設計	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化		-	◎	○	新規基準への適合に必要な設計の要求事項を、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。	-
設計	各条文的対称に必要な適合性確認対象設備の選定		-	◎	○	保守総括グループマネージャは、V-1-10-1の「3.3.2 各条文的対称に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則、技術基準規則と過去の指針等（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び解説、並びに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」及び解説）と比較して追加又は変更された要求事項を満足するために必要な設備又は運用をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「補機駆動用燃料設備」を抽出し、その結果をアウトプットとして様式-2に整理した。	・様式-2 設備リスト
設計	基本設計方針の作成（設計1）					保守総括グループマネージャは、様式-2について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし、承認した。	・様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用可否の考え方 ・様式-4 施設と条文の対比一覧表 ・様式-5 工認添付書類呈取表 ・様式-6 条文の設計の考え方 ・様式-7 要求事項との対比表

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所 供給者		記録等		
設計 3.3.3 (2)			○	◎	○		<p>保守総括グループマネージャは、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文的な基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、その結果をアウトプットとして様式-8の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマネージャは、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、(発電管理室) プラント管理グループマネージャに必要な検討を依頼した。</p> <p>保守総括グループマネージャは、取りまとめた様式-8の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄についてV-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」で明記している条文ごとの基本設計方針に対する必要設計が行われているか、詳細な検討が必要事項について設計が行われているかの2つの観点で確認した。</p> <p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。(【 】は、本工事計画内の資料との関連)</p>	<p>・様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表</p>
設計 3.3.3 (2)					○		<p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第4条(設計基準対象施設の地盤)、第49条(重大事故等対処施設の地盤)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。 ・技術基準規則第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第11条(設計基準対象施設の火災による損傷の防止)、第52条(重大事故等対処施設の火災による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第13条(安全避難通路等)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・第51条(重大事故等対処施設の津波による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 	<p>「原子炉冷却系統施設」参照</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○)計画 (△)計画	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所 供給者			
設計 3.3.3 (2)			◎	◎	○	<p>業務実績又は業務計画</p> <p>2. 補機駆動用燃料設備の設計 (発電管理室) 補機設備グループマネージャ及び保守総括グループマネージャ及び(発電管理室) 水災防護対策グループマネージャは、基本設計方針及び様式-2をインプットとして、補機駆動用燃料設備として設計が必要な以下の(1)~(5)の設備について、補機駆動用燃料設備の容量及び補給に関する設計を行った。</p> <p>(1) 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>a. 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 補機設備グループマネージャ及び保守総括グループマネージャは、重大事故等時に対処するために使用する可搬型設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵する設備として様式-2にて抽出した補機駆動用燃料設備の可搬型設備用軽油タンクについて、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、補機駆動用燃料設備として必要な容量を確保した設計となっていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</p> <p>(発電管理室) 補機設備グループマネージャ及び保守総括グループマネージャは、基本設計方針、設備図書、燃料補給手順及びV-1-10-9の「2.4 (3) 可搬型設備用軽油タンク」にて実施した容量に関する設計結果をインプットとして、非常用電源設備及び補機駆動用燃料設備を兼用する場合においても必要な容量の燃料を貯蔵できることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</p> <p>(発電管理室) 補機設備グループマネージャ及び保守総括グループマネージャは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>保守総括グループマネージャは、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性、試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p> <p>b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 (発電管理室) 補機設備グループマネージャは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p> <p>(b) 強度評価 (発電管理室) 補機設備グループマネージャは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p> <p>【要目表】【補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面】【補機駆動用燃料設備系統図】【補機駆動用燃料設備の構造図】【設備別記載事項の定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】</p>	<p>記録等</p> <p>・設計資料(補機駆動用燃料設備)</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所 供給者			
設計 3.3.3 (2)			◎	◎	○	<p>(2) ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク</p> <p>a. 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 火災防護対策グループマナー及び保守総括グループマナーは、ディーゼル駆動消火ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵する設備として様式-2にて抽出したディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクについて、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、ディーゼル駆動消火ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵するための容量に関する設備設計を実施し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめレビューし、承認した。</p> <p>保守総括グループマナーは、健全性に係る「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性、試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p> <p>b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 (発電管理室) 設備耐震グループマナーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p> <p>(b) 強度評価 (発電管理室) 火災防護対策グループマナーは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p> <p>【要目表】【補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面】【補機駆動用燃料設備の系統図】【補機駆動用燃料設備の構造図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】</p>	記録等 設計資料(補機駆動用燃料設備)
				◎	◎	○	<p>(3) タンクローリ</p> <p>a. 設備仕様に係る設計 (保守総括グループマナー及び(発電管理室) 機械設備グループマナー) は、重大事故等時に対処するために使用する可搬型設備の動作に必要な駆動燃料を補給する設備として様式-2にて抽出したタンクローリについて、基本設計方針、設備図書及び燃料補給手順をインプットとして、補機駆動用燃料設備として運用に必要な時間内に必要な燃料を補給できる設計となっていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマナー及び(発電管理室) 機械設備グループマナーは、基本設計方針、設備図書、燃料補給手順及びV-1-10-9の「2.4 (2) タンクローリ」にて実施した容量に関する設計結果をインプットとして、タンクローリにより非常用電源設備の燃料設備及び補機駆動用燃料設備で必要な容量の燃料を運用に必要な時間内に補給できるよう容量の設計を行った。</p> <p>保守総括グループマナー及び(発電管理室) 機械設備グループマナーは、燃料の補給に関する設計結果をインプットとして、タンクローリを使用</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○)計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所 供給者			
						業務実績又は業務計画	記録等
						<p>して、重大事故等時に対処するために使用する可搬型設備の動作に必要な燃料を補給できること、並びに非常用電源設備の燃料設備及び補機駆動用燃料設備を兼用する場合においても、運用に必要な時間内に必要な容量の燃料を補給できるところを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめレビューし、承認した。</p> <p>保守総括グループマネージャは、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p> <p>b. 各機器固有の設計</p> <p>(a) 耐震評価 保守総括グループマネージャは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p> <p>(b) 強度評価 保守総括グループマネージャは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p> <p>【目次表】【補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面】【補機駆動用燃料設備系統図】【補機駆動用燃料設備の構造図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】</p>	
設計			◎	◎		<p>(4) 可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンク</p> <p>a. 設備仕様に係る設計 保守総括グループマネージャ及び(発電管理室)機械設備グループマネージャは、可搬型代替注水大型ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵するための設備として様式-2にて抽出した可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンクについて、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型代替注水大型ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵するための容量に関する設備設計を実施し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめレビューし、承認した。</p> <p>保守総括グループマネージャは、健全性に係る「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p> <p>b. 各機器固有の設計</p> <p>(a) 耐震評価 保守総括グループマネージャは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・設計資料(補機駆動用燃料設備)</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所 供給者		記録等		
						(b) 強度評価 保守総括グループマネージャは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。 【要目表】【補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面】【補機駆動用燃料設備の系統図】【補機駆動用燃料設備の構造図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】		
設計			◎	◎	○	(5) 可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク a. 設備仕様に係る設計 保守総括グループマネージャ及び(発電管理室)機械設備グループマネージャは、可搬型代替注水中型ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵するための設備として様式-2にて抽出した可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンクについて、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型代替注水中型ポンプの動作に必要な駆動燃料を貯蔵するための容量に関する設備設計を実施し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめレビューし、承認した。 保守総括グループマネージャは、健全性に係る「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に関する設計」で実施した。 b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 保守総括グループマネージャは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。 (b) 強度評価 保守総括グループマネージャは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。 【要目表】【補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面】【補機駆動用燃料設備の系統図】【補機駆動用燃料設備の構造図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】	・設計資料(補機駆動用燃料設備)	
設計			◎	◎	○	設計を主管するグループのマネージャは、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について、原設計者以外の者に検証を実施させ、承認した。	・設計資料(補機駆動用燃料設備)	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所		記録等		
設計 3.3.3 (4)			◎	◎	○	業務実績又は業務計画 設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(4) 工事計画認可申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針（設計1）及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果（設計2）をもとに工事計画として整理することにより本工事計画認可申請書案を作成した。 設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」に基づき、作成した工事計画認可申請書案について、確認を行った。	・ 工事計画認可申請書案	
設計 3.3.3 (5)			○	◎	○	V-1-10-1の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1の「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」を実施した工事計画認可申請書案について、保守総括グループマネージャーは、設計を主管するグループのマネージャーが作成した資料を取りまとめ、V-1-10-1の「3.3.3(6) 工事計画認可申請書の承認」に基づき、原子炉施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。 また、工事計画認可申請書の提出手続を主管する（発電管理室）プラント管理グループマネージャーは、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続のため、発電管理室長の承認を得た。	・ 原子炉施設保安運営委員会議事録	
工事 及び 検査			○	◎	△	<p>3.4.1 工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.1 本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」に基づき、本工事計画を実現するための具体的な設計を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめめる。</p> <p>3.4.2 工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に基づき、本工事計画の対象となる設備の工事を実施する。</p> <p>3.4.3 工事を主管するグループのマネージャーは、本工事計画申請時点で継続中の工事及び適合性確認検査の計画検討時に、追加工事が必要となった場合、V-1-10-1の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p> <p>3.4.4 調達に当たっては、V-1-10-1の「3.5.3(1) 調達文書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「調達文書」へ明記し、供給者への情報伝達を確実に行う。</p> <p>検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.3 適合性確認検査の計画」に基づき、本工事計画の対象設備が、技術基準規則の要求を満たした設計の結果である本工事計画に適合していることを確認するための適合性確認検査を計画する。 検査を主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査の計画に当たってV-1-10-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。 検査の取りまとめを主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査を実施するための全体工程をV-1-10-1の「3.4.4 検査計画の管理」に基づき管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 ・ 調達文書 ・ 検査計画 	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考	
	当社	供給者	本店	発電所		供給者	記録等		
工事及び検査	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">適合性確認検査の実施</div>						検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合性確認検査を実施するため、V-1-10-1の「3.4.5(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、主任技術者の確認及び品質保証責任者の審査を経て制定する。	<ul style="list-style-type: none"> 検査要領書 検査記録 	
				◎	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合管理、検査手順、検査工程、検査概要、検査用計器一覧、検査成績書の事項 工事又は検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.6.2 識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合性確認検査対象設備を識別する。 検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.5(3) 適合性確認検査の体制」に基づき、適合性確認検査の体制を構成する。 検査員は、V-1-10-1の「3.4.5(4) 適合性確認検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で適合性確認検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。 報告を受けた検査実施責任者は、適合性確認検査が検査要領書に基づき適切に実施されたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認したのち、検査を主管するグループのマネージャー及び主任技術者に報告する。 		

.....▶ : 必要に応じ実施する。

